

釧路短期大学の公的研究費の使用、管理及び監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、釧路短期大学（以下「本学」という。）が、府省等の公的機関から本学に交付される競争的資金を中心とした研究費（以下「公的研究費」という。）の使用及び管理を適正に行うことを目的として定める。

(定義)

第2条 この規程において構成員とは、公的研究費の使用・管理に関わる全ての教職員及び研究に関わる関係者をいう。

2 この規程において研究代表者等とは、本学の構成員のうち、第1条に掲げる研究費に係る事業を実施する研究代表者、または他の研究代表者から研究費の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 教職員等本学の構成員は、学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭におき、公的研究費の使用及び管理に関して説明責任を有することを踏まえ、この規程を遵守する。

2 この規程のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日文科科学大臣決定（平成26年2月18日改正））、及びこれに基づく法令並びにその公的研究費配分機関が定めた補助条件等に加え、本学諸規程等を遵守し、適正な使用及び管理に努める。

(責任体系)

第4条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、周知しなければならない。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理ができるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置き、常務理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学の不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、大学全体の具体策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに最高管理

責任者へ報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 学科または事務部門における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学科長、経理課長、庶務課長、教務・学生課長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、管理監督する学科等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者へ報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、学科等において公的研究費が適切に管理・執行されているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4 不正防止を図るため、学科等における公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担ったうえで、必要に応じ、コンプライアンス副責任者を任命することができる。

(職名の公表)

第8条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）の職名は、公開するものとする。

(構成員の意識向上等)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の意識向上を図るため、コンプライアンス教育を行うとともに構成員の行動規範を策定する。

- 2 公的研究費を申請又は使用しようとする研究代表者等は、コンプライアンス教育に係る本学の主催する研修会に参加し、所定の誓約書を提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、理解度を調査し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正防止計画)

第10条 最高管理責任者は、大学全体の状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を策定し、これを管理する組織として不正防止計画推進部門を置く。

- 2 不正防止推進部門は最高管理責任者が指名する以下の教職員をもって構成する。
 - (1) 事務局長
 - (2) 学科長
 - (3) 経理課長
 - (4) 庶務課長
 - (5) 教務・学生課長
- 3 不正防止計画推進部門は、常に検証を行い、ルールの特明確化、統一化を図るとともに教職員に周知徹底し、また教職員に的確な助言を行うものとする。

(研究費等の事務管理)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費等の申請、研究内容及び経費配分の変更、報告、通知等の手続きに関する事務を、教務・学生課において行わせるものとする。

2 公的研究費の管理・経理業務は、法人事務局経理課長及び出納員に行わせるものとする。

(相談窓口)

第12条 最高管理責任者は、公的研究費に関する使用ルール等について、学内外からの相談を受け付ける相談窓口を設置し、教務・学生課及び経理課をもって充てる。

(通報・告発等の取扱い)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等について、学内外からの通報(告発含む)(以下、「通報」という。)を受け付ける通報窓口を庶務課に設置し、事務局長を責任者とする。

2 事務局長は、通報の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。

3 事務局長は、通報に伴う被告発者が存在する場合は、当該被告発者を誹謗中傷等から保護するための方策を講じる。

4 事務局長は、不正にかかる情報を受け付けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、速やかに申し立てを受領した旨を通報者に通知するものとする。

5 通報を知る立場にある者は、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底するものとする。

6 最高管理責任者は、前項の告発等があった場合、告発等の受付から30日以内に、調査の可否を判断し、公的研究費の配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様とする。

(調査委員会の設置)

第14条 最高管理責任者は、前条の通報又は監査業務にて不正が疑われる報告を受けた場合は、本学に属しない第三者を含む調査委員会を設置し、不正の有無及びその内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。

2 調査会は最高管理責任者が指名する以下の教職員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 事務局長

(3) 教務委員長

(4) 本学に属さない第三者

(5) その他、最高管理責任者が指名する教職員

3 前項の第三者の調査委員は、公正かつ透明性確保の観点から、機関および告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 最高管理責任者は、被告発者に対し、必要に応じて調査対象制度の研究費の使用停

止を命ずる。

- 5 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告し、協議しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、原則として、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関に報告しなければならない。また、必要に応じて中間報告を行うものとする。

(調査結果)

- 第15条 最高管理責任者は、前条による調査の結果、不正使用が認定された場合の研究者等の緑ヶ岡学園就業規則に則る懲戒処分、氏名の公表等を理事長に上申するものとする。
- 2 最高管理責任者は、業者が不正な取引に関与したと認めたときは、当該業者との取引停止等の処分を理事長に上申するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、調査対象者に不正の事実がないと認定したときは、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 調査対象者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置
 - (2) 通報者が悪意に基づく申立てを行ったことが明らかであると認められた場合には、通報者に対する学校法人緑ヶ岡学園就業規則に基づく懲戒処分の手続きを理事長に上申する。

(不服申し立て)

- 第16条 被通報者及び学内関係者の通報者は前条の調査結果において不服がある場合は、最高管理責任者に対して、本学が定める期間内に不服申し立てを行うことができる。
- 2 不服申し立ての審議は調査委員会において行う。但し、不服申し立ての主旨が調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合、最高管理責任者の判断により調査委員会の構成を替えて審議させることができる。
 - 3 調査委員会は不服申し立ての主旨及び理由等を勘案し、速やかに再調査及び審議を行いその結果を最高管理責任者に報告する。
 - 4 最高管理責任者は前項の報告に基づき、不服申し立てに対する処置を決定する手続きを行い、不服申し立て者及び公的研究費配分機関に通知する。

(調査結果の公表)

- 第17条 最高管理責任者は、研究費等の不適切な使用があると認定した場合、速やかに調査結果を公表する。
- 2 研究費等の不適切な使用が認められなかった場合、原則として調査結果は公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合、通報者及び被通報者の了解を得て調査結果を公表する。
 - 3 最高管理責任者は、研究費等の不適切な使用がなかったと認定した者の名誉を回復するため、当該事案において研究費等の不適切な使用がなかった旨を調査関係者に周

知する等、被通報者に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(内部監査)

第18条 公的研究費の適正な予算執行及び不正防止推進部門の業務について、学長直轄の組織をもって内部監査を行う。

2 内部監査については、別に定める。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の使用及び管理に関して必要な事項は教授会の議を経て学長が定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程(改正)は、平成27年4月1日から施行する。